

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年9月15日提出
【ファンド名】	B N Yメロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド
【発行者名】	B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ。
【電話番号】	03 (6756) 4725
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「BNYメロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につき、繰上償還の手続きを開始することを決定したため、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定にしたがい、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ．繰上償還の年月日

2020年11月27日（予定）

法令および信託約款の規定に基づく繰上償還手続きにおいて、書面決議により可決されることを条件として繰上償還するものとします。

ロ．繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドは、信託約款に定められた信託契約の解約（繰上償還）の基準である10億口を下回っている状況が続いており、今後、運用の基本方針に則った運用の継続が困難となることが懸念されるため、信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、信託約款の規定にしたがい、繰上償還の手続きを開始することとしました。

ハ．繰上償還にかかる決定に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

2020年9月17日現在の当ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対して、繰上償還にかかる情報を記載した書面を交付いたします。

委託会社のホームページ（<https://www.bnymellonam.jp/>）に繰上償還に関するお知らせを掲載いたします。